

信濃川水系流域委員会規約

第1条（名称）

本会は、「信濃川水系流域委員会」（以下「委員会」という）と称する。

第2条（目的）

委員会は、河川に関して学識経験を有する者が「信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の変更や、各種施策の進捗等に関して意見を述べることを目的とする。

- 2 委員会は、河川整備計画に基づく事業のうち、水系全体を評価単位とする事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条（組織等）

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。

2. 委員会は、必要に応じ部会を設置することができる。
3. 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
4. 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条（委員長等）

委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
3. 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条（委員会）

委員会の招集は、局長より委任された北陸地方整備局河川部長（以下「部長」という）が行うものとする。

2. 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
3. 審議にあたり、部長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第6条（情報公開）

委員会及び配付資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第7条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局河川部に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和元年 6月20日より施行する。

令和4年 8月 9日 一部改正

別 添

信濃川水系流域委員会委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
衛藤 俊彦	長岡工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授	
鈴木 聖二	元 新潟日報社 論説編集委員 室長	
豊田 政史	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 准教授	
西俣 先子	長岡大学 経済経営学部 准教授	
平林 公男	信州大学 繊維学部 応用生物学科 教授	
松田 曜子	長岡技術科学大学 環境社会基盤系 准教授	
丸井 英明	新潟大学 名誉教授	委員長
安田 浩保	新潟大学 災害・復興科学研究所 准教授	
吉谷 純一	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 教授	
陸 旻皎	長岡技術科学大学 環境社会基盤系 教授	

※五十音順、敬称略